

令和6年第12回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年12月27日(金) 午前9時00分～11時10分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外薮	健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (2番 蓑手 幹夫 委員 ・ 3番 樋ノ口 正信 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第22号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(5件)について

日程第2 議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第3 議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第4 議案第59号 非農地証明願(1件)について

日程第5 議案第60号 農用地利用集積計画案・中間管理法一括方式(7件)について

日程第6 議案第61号 農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)について(3件)

会議の概要

主幹 おはようございます。ただ今から、今年最後の令和6年第12回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに会長の方からあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

主幹 会長ありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしくをお願いいたします。

議長 それでは私の方で議長を務めさせていただきます。議事に入ります前に、本日の農業委員の出席状況について報告をお願いします。

主幹 農業委員定数12名で、現在数12名に対し出席委員数12名、全員出席で過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も出席されていますことを、報告いたします。

議長 ありがとうございました。それでは会次第に基づきまして進めさせていただきます。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、本日の議事録署名委員については、2番 蓑手幹夫 委員と、3番 樋ノ口正信 委員を指名したいと思います。よろしくお願いいたします。それでは早速議事に入ります。

日程第1報告議案第22号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第22号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は5件6筆5,166㎡です。1番と2番は後程12ページの、日程第5議案第60号農地中間管

理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案（一括方式）の6番と7番で、契約形態を賃貸借から使用貸借へと変更し、新たな耕作者と契約を結ぶための、借人と貸人からの合意解約です。3番から5番は後程、13ページの日程第6議案第61号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案にて、新たな耕作者と中間管理事業で契約をするための解約で、借人からの合意解約です。よろしくお願いします。

議長

ただ今事務局の説明がありましたとおり、5件6筆5,166㎡の合意解約ということでございます。皆さんの方から、何かご質疑ございませんか。いずれもまた後程の議案で新たな契約、もしくは耕作者変更の議案が出てくる案件でございます。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第22号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分5件6筆5,166㎡については、報告のあったとおり受理することによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第22号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分5件6筆5,166㎡にきましては、報告のあったとおり受理することで決定いたしました。

次に進みます。日程第2議案第57号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は3件です。3件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に、質疑に入ります。それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第2議案第57号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は3件です。2ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地はありませんが、今までも申請地を相対で耕作しています。調査は【正】を池田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

池田委員 1 番池田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、12月23日午前9時30分より代理人の行政書士立会いのもと、木場委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は農用地区域外農地です。位置図は2～3ページを参照してください。申請地は現在申請人が、観賞用花卉や樹木を栽培しており、申請地を売買にて取得し引続き栽培をするとのことで、販売の予定は無いそうです。農作業に従事する者は2名で、農機具は鍬や鎌等、園芸用農具を持っておられます。自宅の隣です。調査の結果何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.2について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 4ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。申請地は譲受人の自宅敷地の隣です。調査は【正】を野元委員、【副】を蓑手委員にお願いしてあります。よろしく願いします。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

野元委員 7番野元です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、12月25日(水)午前10時より代理人の行政書士立会いのもと、蓑手委員と調査をしましたので報告いたします。申請地の位置図は4～5ページになり、農用地区域外農地です。労働力は1人で、農機具保有状況はトラクター、耕耘機、草刈り機、軽トラック等です。申請地は自宅の隣で、自家消費用のかぼちゃ、じゃがいも、さつまい芋を栽培されるとのことです。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それではNo.3について、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 6ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、売買により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は市外に居住しておりますが、〇〇の所有者から〇〇にある住宅も合わせて購入し、別荘として月に半分程羽島で過ごしなが、農業を営む計画です。調査は【正】を蓑手委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。よろしく願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

葺手委員

2番葺手です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3の調査報告をいたします。12月25日(水)午前10時25分から、現地で譲受人の代理人行政書士立会いのもと、野元委員と私が調査をしました。位置図は6～7ページを参照してください。申請地は農用地区域外農地です。譲受人は畑2筆を売買で取得して、不耕作状態の畑を開墾して、じゃがいも、大根、玉ねぎ、現在植えてある果樹類の管理をして、自家消費用の露地野菜等を栽培する計画です。労働力は常時1人ですが、妻の応援も貰うとのこと。農機具の保有状況は、譲渡人が使用していた管理機、草刈り機、噴霧器等、必要な農業機械を譲り受けて使用するとのこと。申請地への通作は、隣地の譲渡人の居宅を取得して、ひと月のうち半月程生活をして、畑の管理をするとのこと。私どもの調査では、持続された耕作がなされると判断し、何ら問題はないと思われま。皆様のご審議方をよろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。ただ今3件について事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。個別に質疑を受けたいと思います。まず2ページ、3ページのNo.1について、皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の4ページ、5ページのNo.2について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の6ページ、7ページのNo.3について、ご質疑ございませんか。ちょっと私の方から、譲受人の方は年齢は何歳ですか。

棚町主査

はい、64歳の方です。

議長

それと、始良市在住ですが、譲受人は地元では農地を持っておられるんですか。或いは借入れはあるんですか。

棚町主査

よろしいですか。

議長

はい。

棚町主査 今まで農業をされた経験はありません。初めての営農です。

議長 他に何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようですので、一括してお諮りいたします。日程第2議案第57号農地法第3条第1項の規定による許可申請3件については、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第2議案第57号農地法第3条第1項の規定による許可申請3件につきましては、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第3議案第58号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は1件です。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第3議案第58号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてであります。8ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は、譲渡人が高齢で農地の管理が出来ず、更にいずれは県外の兄弟へ相続されることになるということで、ますます隣地の農地が荒れることを懸念し、買い受けることに決めましたが、譲受人本人も高齢であるため、今後維持管理があまり必要でない中低木を植林し良好な景観を保ちたいための申請であります。北側の家は空き家になっており、北東の居住者からは、山林へ変更する承諾書を貰っております。地目変更は、数年後3～4m程度木が大きくなって法務局が山林と認めてくれる様相を呈した時点で手続きをするということです。第2種農地でその他の農地であります。基本2種農地は、代替地の検討が必要となっておりますが、今回の申請は、山林を求めている申請ではなく、自宅の隣地の農地を荒らさずに景観を保ちたいための申請であるため、この申請地以外では意味が無く、代替地の検討は行っておりません。調査委員は【正】を木場委員、【副】を池田委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員 6番木場です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1につ

いて、12月23日午前10時より譲受人立会いのもと、池田委員と私が調査を実施しましたので報告します。位置図は8ページ、9ページを参照してください。転用目的は、譲受人と譲渡人の双方が高齢になったため、畑の草刈り等維持管理に手が掛からないよう、中低木を植林して、良好な景観を保つためです。農地区分は第2種農地、その他の農地です。目的の確実性は、許可後着工します。雨水排水は用水路に流します。被害防除として、北側に空き家がありますが、境界から2mの距離をとったうえで、5m程の低木を植林します。5条申請に必要な被害防除計画書等、備考欄に記載されている書類が添付されています。植えるのはニオイヒバとか、ナンテンとかの低い木になっております。位置図は東側に私道、西側は自宅、南側は道路、北側は空き家で、周囲には農地は無く、問題はないと見てきました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局の説明と、現地調査の報告がありました。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。私の方から、今現地調査の報告で、周囲に農地は無いというご報告だったのですが、この地図を見ると東側の方に〇〇は畑というのがありますが、これは現状は農地ではないということですか。

木場委員 そうですね、〇〇の宅地の方の畑になっているんですけど、特別耕作はされていないです。

議長 耕作はされていないんですね、わかりました。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第3議案第58号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件につきましては、申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第3議案第58号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件につきましては、申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第4議案第59号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は1件で、違反転用指導対象事案ですので、現地調査の報告は省略いたします。それでは事務局の説明をお願いしま

す。

松原主査

日程第4議案第59号非農地証明願1件についてであります。既に違反転用と判断されております。10ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。昭和34年農地法の許可を得ず、家を立て12年ほど住んでいました。その後は、貸家として使用し現在に至っている状況で、終活に伴い今回申請され、始末書が添付されております。

議長

借家として現在利用しているということです。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第4議案第59号非農地証明願1件につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第59号非農地証明願1件につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することで決定いたしました。

次に進みます。日程第5議案第60号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画(一括方式)についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、〇〇委員でございますが、申し訳ございません、ご退席をお願いいたします。

〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

12ページをご覧ください。日程第5議案第60号令和7年2月28日開始の農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案(一括方式)についてです。新規で7件、11筆9,765㎡です。1、2、3、5番は、今まで基盤強化法での契約から、今回中間管理事業で契約をすることになった分です。6、7番は、先程1ページで合意解約のご審議をいただき、新たな耕作者と使用貸借で契約をするための申

請です。所有する農地のある方は、所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。所有する農地の無い方は、借入地を全て耕作しておられます。よろしくお願ひします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。1、2、3、5番は、これまで基盤強化法で貸借関係にあったものを、期間満了により中間管理事業に乗り換えるということで、いずれも新規の契約になります。6、7番は、先程日程第1の合意解約の案件で、新たな耕作者と新たな形態で契約をし直すということで、これも新規契約になっております。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第5議案第60号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案(一括方式)につきましては、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第5議案第60号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画案(一括方式)については、ただ今報告のあった内容で決定いたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第6議案第61号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

13ページをお願いします。日程第6議案第61号令和7年2月28日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案は、耕作者変更機構貸出分で、3件3筆2,309㎡で新規の契約です。先程1ページの日程第1報告議案第22号の合意解約通知にてご審議いただきました農地です。1、2番の借人は所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。3番の法人は、農地の所有はできない解除条件付法人です。後程30、31ページのその他(6)で法人の報告をいたします。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくお願ひします。

議長

ただ今事務局から説明がございました。今回は3件ということで、先程日程第1のところに出てきました合意解約をして耕作者変更で新たに契約を結ぶということのようです。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますのでお諮りします。日程第6議案第61号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)の3件3筆2,309㎡については、ただ今報告のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第6議案第61号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画案(耕作者変更機構貸出)については、先程報告のあった内容で決定いたしました。

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• _____

• _____